

平成26年 2 月17日開会

平成26年 2 月徳島県議会定例会議案 (その3)

目 次

第 80 号	平成25年度徳島県一般会計補正予算（第6号）	1頁
第 81 号	平成25年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）	19
第 82 号	平成25年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）	21
第 83 号	平成25年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	23
第 84 号	平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第3号）	25
第 85 号	平成25年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	27
第 86 号	平成25年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）	29
第 87 号	平成25年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	31
第 88 号	平成25年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	33
第 89 号	平成25年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）	35
第 90 号	平成25年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	37
第 91 号	平成25年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	39
第 92 号	平成25年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）	41
第 93 号	平成25年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）	43
第 94 号	平成25年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計補正予算（第1号）	47
第 95 号	平成25年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）	49
第 96 号	平成25年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）	51
第 97 号	平成25年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）	53
第 98 号	平成25年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）	55
第 99 号	平成25年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）	57
第 100 号	平成25年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）	61

第	101	号	平成25年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	63頁
第	102	号	平成25年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第1号）	65
第	103	号	徳島県税条例の一部改正について	67

第 80 号

平成25年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

平成25年度徳島県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,717,206千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ495,377,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 66,500,000	千円 4,000,000	千円 70,500,000
	1 県 民 税	26,805,472	3,350,000	30,155,472
	2 事 業 税	12,142,822	1,150,000	13,292,822
	3 地 方 消 費 税	7,555,994	△400,000	7,155,994
	9 自 動 車 税	10,567,318	△100,000	10,467,318
2 地 方 消 費 税 清 算 金		14,787,000	△828,109	13,958,891
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	14,787,000	△828,109	13,958,891
3 地 方 譲 与 税		9,242,000	2,646,807	11,888,807
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	7,286,000	2,799,615	10,085,615
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,833,000	△140,015	1,692,985
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	120,000	△14,732	105,268
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	3,000	1,939	4,939
4 地 方 特 例 交 付 金		130,000	45,447	175,447
	1 地 方 特 例 交 付 金	130,000	45,447	175,447

5 地方交付税		140,000,000	9,639,605	149,639,605
	1 地方交付税	140,000,000	9,639,605	149,639,605
7 分担金及び負担金		1,384,975	△99,037	1,285,938
	1 分担金	378,998	△47,928	331,070
	2 負担金	1,005,977	△51,109	954,868
8 使用料及び手数料		3,966,294	△136,108	3,830,186
	1 使用料	2,455,124	△48,588	2,406,536
	2 手数料	1,511,170	△87,520	1,423,650
9 国庫支出金		78,861,534	△9,144,374	69,717,160
	1 国庫負担金	29,403,560	△7,918,661	21,484,899
	2 国庫補助金	47,907,049	△1,060,724	46,846,325
	3 委託金	1,550,925	△164,989	1,385,936
10 財産収入		863,716	△154,917	708,799
	1 財産運用収入	521,607	△141,121	380,486
	2 財産売払収入	342,109	△13,796	328,313
11 寄附金		13,229	1,064,346	1,077,575
	1 寄附金	13,229	1,064,346	1,077,575

12 繰入金		94,876,244	1,497,193	96,373,437
	1 特別会計繰入金	56,423,866	△63,267	56,360,599
	2 基金繰入金	38,452,378	1,560,460	40,012,838
13 繰越金		6,105,324	867,506	6,972,830
	1 繰越金	6,105,324	867,506	6,972,830
14 諸収入		13,909,778	△79,565	13,830,213
	1 延滞金, 加算金及び過料等	139,910	△19,384	120,526
	2 県預金利子	14,966	2,418	17,384
	4 貸付金元利収入	4,642,025	△198,030	4,443,995
	5 受託事業収入	1,171,804	△256,032	915,772
	6 収益事業収入	2,927,327	△108,310	2,819,017
	7 利子割精算金収入	169	1,441	1,610
	8 雑収入	2,683,577	498,332	3,181,909
15 県債		73,165,000	△18,036,000	55,129,000
	1 県債	73,165,000	△18,036,000	55,129,000
歳入合計		504,095,094	△8,717,206	495,377,888

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 980,433	千円 △22,811	千円 957,622
	1 議会費	980,433	△22,811	957,622
2 総務費		39,516,741	12,020,471	51,537,212
	1 総務管理費	28,180,962	12,855,648	41,036,610
	2 企画費	4,407,029	△127,408	4,279,621
	3 徴税費	2,460,923	△43,319	2,417,604
	4 市町村振興費	2,029,486	△541,550	1,487,936
	5 選挙費	508,560	△107,222	401,338
	6 防災費	1,297,728	△18,182	1,279,546
	7 統計調査費	325,084	2,637	327,721
	8 人事委員会費	131,284	608	131,892
	9 監査委員費	175,685	△741	174,944
3 民生費		59,016,833	△3,412,920	55,603,913
	1 社会福祉費	42,758,172	△2,498,504	40,259,668
	2 児童福祉費	10,310,135	△398,985	9,911,150

	3 生活保護費	5,948,526	△515,431	5,433,095
4 衛生費		27,370,264	△195,631	27,174,633
	1 公衆衛生費	6,063,578	△426,621	5,636,957
	2 環境衛生費	4,404,355	△489,750	3,914,605
	3 保健所費	1,368,768	△65,759	1,303,009
	4 医薬費	10,487,231	△159,457	10,327,774
	5 病院事業費	5,046,332	945,956	5,992,288
5 労働費		8,239,196	△489,277	7,749,919
	1 労政費	7,085,796	△435,282	6,650,514
	2 職業訓練費	1,043,220	△44,516	998,704
	3 労働委員会費	110,180	△9,479	100,701
6 農林水産業費		37,020,231	△991,015	36,029,216
	1 農業費	4,402,315	△140,473	4,261,842
	2 園芸費	692,035	△130,452	561,583
	3 畜産業費	897,761	3,776	901,537
	4 農地費	10,012,139	△802,613	9,209,526
	5 林業費	18,259,835	194,114	18,453,949

	6 水 産 業 費	2,756,146	△115,367	2,640,779
7 商 工 費		59,278,988	18,894	59,297,882
	1 商 業 費	54,585,242	11,015	54,596,257
	2 工 鉱 業 費	3,577,838	△40,054	3,537,784
	3 観 光 費	1,115,908	47,933	1,163,841
8 土 木 費		53,423,005	△4,073,714	49,349,291
	1 土 木 管 理 費	4,209,408	△537,726	3,671,682
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,822,228	△705,014	22,117,214
	3 河 川 海 岸 費	14,148,895	△2,397,747	11,751,148
	4 港 湾 費	4,546,056	△186,325	4,359,731
	5 都 市 計 画 費	4,844,407	13,236	4,857,643
	6 住 宅 費	2,852,011	△260,138	2,591,873
9 警 察 費		22,040,675	△248,565	21,792,110
	1 警 察 管 理 費	19,974,039	△244,827	19,729,212
	2 警 察 活 動 費	2,066,636	△3,738	2,062,898
10 教 育 費		83,723,946	△3,089,333	80,634,613
	1 教 育 総 務 費	11,197,253	△419,956	10,777,297

	2 小 学 校 費	26,833,197	△1,143,281	25,689,916
	3 中 学 校 費	15,692,345	△361,081	15,331,264
	4 高 等 学 校 費	18,488,127	△665,481	17,822,646
	5 特 別 支 援 学 校 費	8,408,996	△346,345	8,062,651
	6 社 会 教 育 費	2,251,588	△127,197	2,124,391
	7 保 健 体 育 費	852,440	△25,992	826,448
11 災 害 復 旧 費		9,799,682	△9,206,882	592,800
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,394,770	△1,198,927	195,843
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,304,912	△7,907,955	396,957
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	△100,000	0
12 公 債 費		86,995,123	△34,628	86,960,495
	1 公 債 費	86,995,123	△34,628	86,960,495
13 諸 支 出 金		16,539,977	1,008,205	17,548,182
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	7,422,590	△637,689	6,784,901
	2 利 子 割 交 付 金	280,077	9,331	289,408
	3 配 当 割 交 付 金	358,399	280,389	638,788
	4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	235,015	1,743,226	1,978,241

	5 地方消費税交付金	7,414,528	△416,054	6,998,474
	6 ゴルフ場利用税交付金	205,802	417	206,219
	7 特別地方消費税交付金	100	△100	0
	8 自動車取得税交付金	623,316	28,685	652,001
歳	出	合	計	
		504,095,094	△8,717,206	495,377,888

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 千円	年度	年割額 千円	総額 千円	年度	年割額 千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	園瀬橋上部工架設事業	450,000	23	250,000	374,837	23	250,000
				24	100,000		24	100,000
				25	100,000		25	24,837

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	本庁庁舎等管理費	千円 18,391
	2 企画費	航空対策費	2,625

	6 防 災 費	防災対策指導費	87,000	
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	社会福祉施設整備事業費	227,423	
		老人福祉施設整備事業費	660,000	
	2 児 童 福 祉 費	特別保育対策費	172,397	
		児童福祉施設整備事業費	918,231	
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	健康増進普及費	150,000	
		2 環 境 衛 生 費	一般環境対策費	628,343
			自然公園等維持費	11,500
	4 医 薬 費	医療衛生費	902,000	
		看護関係対策費	47,806	
		廃棄物処理施設管理指導費	6,600	
6 農 林 水 産 業 費	3 畜 産 業 費	家畜衛生対策費	36,395	
	4 農 地 費	土地改良計画調査事業費	6,200	
		中山間ふるさと・水と土保全対策費	90	
		県営かんがい排水事業費	91,910	
		県単独土地改良事業費	17,500	
		基幹農道整備事業費	90,900	

			県営農道整備事業費	22,220
			中山間地域農村活性化総合整備事業費	157,610
			農業水利施設保全対策事業費	31,108
			基盤整備促進事業費	20,470
			地籍調査費	556,000
	5	林業費	森林整備加速化・林業飛躍事業費	4,639,004
			木材需要拡大奨励費	41,150
			林業力倍増基盤整備促進事業費	20,000
			県単独林道事業費	1,082
			災害関連緊急治山事業費	69,657
			県単独治山事業費	9,162
	6	水産業費	県管理漁港維持補修費	35,000
			地域水産物供給基盤整備事業費	144,380
			水域環境保全創造事業費	38,365
			漁港海岸保全施設整備事業費	20,020
			県単独漁港漁場整備事業費	16,116
			水産基盤整備調査事業費	1,350

8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	土木企画調整事業費	8,850
		建築基準法等施行費	97
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路関係市町村指導監督事務費	1,500
		道路維持修繕費	721,528
		道路局部改良事業費	397,737
		路側整備事業費	103,853
		交通安全対策事業費	108,768
		橋りょう修繕費	113,253
	3 河 川 海 岸 費	堰堤管理費	7,200
		河川海岸維持修繕費	282,276
		河川特殊改良事業費	204,124
		県単独砂防事業費	89,549
		砂防維持修繕費	16,380
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	24,390
	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	244,705
		県単独港湾整備事業費	210,800

			港湾環境整備事業費	37,600
	5 都市計画費		都市計画調査事業費	16,000
			都市計画事業指導監督事務費	3,100
			鉄道高架事業費	28,135
			公園維持修繕費	8,089
9 警察費		1 警察管理費		交番, 駐在所等整備事業費
10 教育費	4 高等学校費		産業教育設備整備事業費	10,500
			高校施設整備事業費	1,049,681
	5 特別支援学校費		特別支援学校施設整備事業費	240,000
	6 社会教育費		21世紀館運営費	13,373
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費		現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	42,603
			現年発生災害林道復旧事業費	74,867
	2 土木施設災害復旧費		過年発生河川等施設災害復旧事業費	58,927
			現年発生河川等施設災害復旧事業費	153,892
			市町村災害復旧事業監督事務費	2,300

2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	自然公園等施設整備事業費	千円 5,000	千円 10,000
6 農 林 水 産 業 費	4 農 地 費	団体営土地改良事業費	21,600	46,250
		広域営農団地農道整備事業費	42,800	277,625
		経営体育成基盤整備事業費	234,500	410,038
		農業水利施設保全合理化事業費	169,500	275,550
		耕地地すべり防止事業費	162,500	255,319
		湛水防除事業費	42,000	95,530
		県営老朽ため池等整備事業費	90,500	144,030
		地盤沈下対策事業費	64,100	86,320
		国営付帯県営農地防災事業費	53,500	57,540
	5 林 業 費	森林環境保全整備事業費	322,000	822,812
		森林基盤整備事業費	567,316	1,673,342
		治山事業費	32,000	830,548
		林野地すべり防止事業費	123,000	296,928
6 水 産 業 費	広域漁港整備事業費	221,400	639,470	

			水産物供給基盤機能保全事業費	219,720	351,630
8	土 木 費	2	道路橋りょう費	21,000	1,271,612
			緊急地方道路整備事業費	2,257,000	11,283,312
	3	河 川 海 岸 費	広域河川改修事業費	397,000	1,063,961
			総合流域防災事業費	625,000	1,365,184
			地震・高潮対策河川事業費	62,000	399,376
			堰堤改良事業費	68,550	125,313
			河川管理施設長寿命化事業費	207,000	458,725
			通常砂防事業費	41,000	234,052
			地すべり対策事業費	198,000	699,032
			急傾斜地崩壊対策事業費	20,000	457,586
			海岸侵食対策事業費	94,000	214,312
			津波・高潮危機管理対策緊急事業費	52,000	222,660
	4	港 湾 費	港湾改修事業費	207,000	364,000
			港湾海岸保全施設整備事業費	468,000	592,000
			港湾補修事業費	186,000	365,000
	5	都 市 計 画 費	街路事業費	122,000	794,936

		緊急地方道路整備事業費	104,000	413,490
		公園整備事業費	863,000	1,513,317
	6 住 宅 費	県営住宅建設事業費	1,562,000	1,950,323

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島県立南部防災館の管理運営協定	自 平成26年度 至 平成27年度	800千円
徳島県郷土文化会館の管理運営協定	自 平成26年度 至 平成27年度	15,257千円
徳島県立文学書道館の管理運営協定	自 平成26年度 至 平成27年度	14,250千円
徳島県蔵本公園等の管理運営協定	自 平成26年度 至 平成27年度	77,194千円
徳島県立男女共同参画交流センター（ホール，研修室等を利用に供する業務等）の管理運営協定	自 平成26年度 至 平成27年度	1,832千円
徳島県立男女共同参画交流センター（子育て支援業務）の管理運営協定	自 平成26年度 至 平成27年度	357千円
徳島県立人権教育啓発推進センターの管理運営協定	自 平成26年度 至 平成28年度	7,440千円
徳島県立産業観光交流センターの管理運営協定	自 平成26年度 至 平成27年度	28,286千円
徳島県立あすたむらんど管理運営協定	自 平成26年度 至 平成27年度	56,969千円
国営吉野川下流域総合農地防災事業に係る負担金	自 平成26年度 至 平成37年度	656,922千円

国営那賀川総合農地防災事業に係る負担金	自 平成26年度 至 平成27年度	30,856千円
徳島県月見が丘海浜公園の管理運営協定	自 平成26年度 至 平成27年度	3,595千円

第5表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
総務管理事業	1,278,000千円	0千円
企画事業	1,818,000	140,000
市町村振興事業	800,000	339,000
防災事業	67,000	41,000
社会福祉事業	3,000	0
農業事業	58,000	0
農地事業	1,844,000	1,482,000
林業治山事業	2,546,000	2,159,000
水産事業	603,000	528,000
道路橋りょう事業	7,373,000	6,611,000
河川海岸事業	7,619,000	6,403,000

港湾事業	1,699,000	1,563,000
都市計画事業	1,525,000	1,505,000
住宅事業	212,000	174,000
警察関係事業	1,852,000	204,000
教育総務事業	3,300,000	0
高等学校整備事業	1,344,000	1,158,000
特別支援学校整備事業	1,053,000	0
土木施設災害復旧事業	3,051,000	118,000
公用公共用施設災害復旧事業	93,000	0
臨時財政対策債	35,000,000	32,678,000
土木管理事業	12,000	11,000
計	73,165,000	55,129,000

第 81 号

平成25年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,161千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ822,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度事業収入		千円 952,423	千円 △130,161	千円 822,262
	1 財産収入	200	△200	0
	2 繰越金	10,082	△1,212	8,870
	3 諸収入	942,141	△128,749	813,392
歳入合計		952,423	△130,161	822,262

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 952,423	千円 △130,161	千円 822,262
	1 用 度 事 業 費	952,423	△130,161	822,262
歳 出	合 計	952,423	△130,161	822,262

第 82 号

平成25年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,968千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 250,402	千円 △26,968	千円 223,434
	1 繰入金	213,712	△20,578	193,134
	2 諸収入	36,690	△6,390	30,300
歳入	合計	250,402	△26,968	223,434

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 250,402	千円 △26,968	千円 223,434
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	69,619	△6,376	63,243
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	39,563	△1,425	38,138
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	141,220	△19,167	122,053
歳 出	合 計	250,402	△26,968	223,434

第 83 号

平成25年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,032千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,287千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子寡婦福祉資金収入		千円 220,319	千円 △60,032	千円 160,287
	1 繰入金	1,000	△900	100
	2 繰越金	108,130	△57,315	50,815
	3 諸収入	109,189	183	109,372
	4 県債	2,000	△2,000	0
歳入合計		220,319	△60,032	160,287

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子寡婦福祉資金貸付金		千円 220,319	千円 △60,032	千円 160,287
	1 母子寡婦福祉資金貸付金	220,319	△60,032	160,287
歳 出	合 計	220,319	△60,032	160,287

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 2,000	千円 0

第 84 号

平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,098千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,208,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 113,217,651	千円 △9,098	千円 113,208,553
	1 使用料及び手数料	2,500	△1,500	1,000
	2 財産収入	700	△523	177
	4 諸収入	56,387,851	△7,075	56,380,776
歳 入	合 計	113,217,651	△9,098	113,208,553

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 113,217,651	千円 △9,098	千円 113,208,553
	1 中小企業・雇用対策事業費	113,217,651	△9,098	113,208,553
歳 出	合 計	113,217,651	△9,098	113,208,553

第 85 号 平成25年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,207千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,118,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金収入		千円 1,039,157	千円 79,207	千円 1,118,364
	1 繰 越 金	107,392	△145	107,247
	2 諸 収 入	931,765	79,352	1,011,117
歳 入	合 計	1,039,157	79,207	1,118,364

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 1,039,157	千円 79,207	千円 1,118,364
	1 中小企業近代化資金貸付金	1,039,157	79,207	1,118,364
歳 出	合 計	1,039,157	79,207	1,118,364

第 86 号

平成25年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,554千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 63,854	千円 △22,554	千円 41,300
	1 財産収入	63,844	△22,554	41,290
歳 入	合 計	63,854	△22,554	41,300

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 63,854	千円 △22,554	千円 41,300
	1 徳島ビル管理事業費	63,854	△22,554	41,300
歳 出	合 計	63,854	△22,554	41,300

第 87 号

平成25年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,110千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金収入		千円 46,010	千円 △6,110	千円 39,900
	2 繰越金	42,381	△6,110	36,271
歳 入	合 計	46,010	△6,110	39,900

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 46,010	千円 △6,110	千円 39,900
	1 農業改良資金貸付金	46,010	△6,110	39,900
歳 出	合 計	46,010	△6,110	39,900

第 88 号

平成25年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97,068千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金収入		千円 102,685	千円 △97,068	千円 5,617
	1 繰入金	2,682	△2,295	387
	2 繰越金	83,238	△81,010	2,228
	3 諸収入	16,765	△13,763	3,002
歳入合計		102,685	△97,068	5,617

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 102,685	千円 △97,068	千円 5,617
	1 林業改善資金貸付金	102,685	△97,068	5,617
歳 出	合 計	102,685	△97,068	5,617

第 89 号

平成25年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,880千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 180,901	千円 △27,880	千円 153,021
	1 財産収入	84,134	24,174	108,308
	2 繰入金	89,027	△45,431	43,596
	3 繰越金	100	32	132
	4 諸収入	7,640	△6,655	985
歳入合計		180,901	△27,880	153,021

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 180,901	千円 △27,880	千円 153,021
	1 県有林県行造林事業費	180,901	△27,880	153,021
歳 出	合 計	180,901	△27,880	153,021

第 90 号

平成25年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79,710千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 81,190	千円 △79,710	千円 1,480
	1 繰入金	1,188	△710	478
	2 繰越金	39,512	△39,512	0
	3 諸収入	40,490	△39,488	1,002
歳入	合計	81,190	△79,710	1,480

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 81,190	千円 △79,710	千円 1,480
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	81,190	△79,710	1,480
歳 出	合 計	81,190	△79,710	1,480

第 91 号

平成25年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,362,522千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ542,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 1,904,956	千円 △1,362,522	千円 542,434
	1 財 産 収 入	962,446	△794,522	167,924
	2 繰 入 金	940,000	△568,000	372,000
歳 入	合 計	1,904,956	△1,362,522	542,434

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 1,904,956	千円 △1,362,522	千円 542,434
	1 公用地公共用地取得事業費	1,891,613	△1,354,926	536,687
	2 土地開発基金積立金	13,343	△7,596	5,747
歳 出	合 計	1,904,956	△1,362,522	542,434

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 116,600

第 92 号

平成25年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,741千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ721,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業収入		千円 726,687	千円 △4,741	千円 721,946
	1 分担金及び負担金	191,691	△4,947	186,744
	3 繰入金	239,996	△4,341	235,655
	5 諸収入		4,547	4,547

歳入合計	726,687	△4,741	721,946
------	---------	--------	---------

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 726,687	千円 △4,741	千円 721,946
	1 旧吉野川流域下水道事業費	726,687	△4,741	721,946
歳出合計		726,687	△4,741	721,946

第2表 繰越明許費補正

1 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 流域下水道事業費	1 旧吉野川流域下水道事業費	旧吉野川流域下水道建設事業費	千円 126,000	千円 135,795

第3表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
旧吉野川流域下水道の管理運営協定		自平成26年度 至平成27年度	20,721千円

第 93 号

平成25年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241,544千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,303,422千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 5,061,878	千円 241,544	千円 5,303,422
	1 使用料及び手数料	663,838	35,702	699,540
	2 財産収入	239,405	866,621	1,106,026
	3 繰入金	1,155,000	△66,000	1,089,000
	4 諸収入	8,635	1,221	9,856

	5 県 債	2,995,000	△596,000	2,399,000
歳 入	合 計	5,061,878	241,544	5,303,422

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 5,061,878	千円 241,544	千円 5,303,422
	1 港湾等整備事業費	3,429,885	△29,427	3,400,458
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	618,000	512,000	1,130,000
	3 空港周辺整備事業費	1,013,993	△241,029	772,964
歳 出	合 計	5,061,878	241,544	5,303,422

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 53,000
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	臨海土地造成事業費	193,000
	3 空港周辺整備事業費	空港周辺臨海土地造成事業費	24,000

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
徳島小松島港沖洲（外）地区整備事業	千円 618,000	千円 395,000
空港周辺整備事業	800,000	427,000
計	2,995,000	2,399,000

第 94 号

平成25年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,619千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅敷金等収入		千円 107,419	千円 △6,800	千円 100,619
	2 繰越金	29,771	△6,788	22,983
	3 諸収入	76,458	△12	76,446
歳入合計		107,419	△6,800	100,619

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅敷金等運営費		千円 107,419	千円 △6,800	千円 100,619
	1 県営住宅敷金運営費	105,800	△6,800	99,000
歳 出	合 計	107,419	△6,800	100,619

第 95 号

平成25年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99,769千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,825千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 297,594	千円 △99,769	千円 197,825
	1 国 庫 支 出 金	72,200	231	72,431
	2 財 産 収 入	965	△105	860
	3 繰 入 金	68,710	△67,961	749
	4 繰 越 金	100	48,773	48,873
	5 諸 収 入	155,619	△80,707	74,912
歳 入	合 計	297,594	△99,769	197,825

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 297,594	千円 △99,769	千円 197,825
	1 奨学金貸付金	297,594	△99,769	197,825
歳 出	合 計	297,594	△99,769	197,825

第 96 号

平成25年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,570,857千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,491,000	千円 79,857	千円 3,570,857
	1 証 紙 収 入	2,887,557	△51,438	2,836,119
	2 繰 越 金	603,443	131,295	734,738
歳 入	合 計	3,491,000	79,857	3,570,857

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,491,000	千円 79,857	千円 3,570,857
	1 他 会 計 繰 出 金	3,491,000	79,857	3,570,857
歳 出	合 計	3,491,000	79,857	3,570,857

第 97 号

平成25年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,152,075千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,998,925千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成26年2月21日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		千円 93,151,000	千円 △2,152,075	千円 90,998,925
	1 繰入金	82,351,000	△52,075	82,298,925
	2 県債	10,800,000	△2,100,000	8,700,000
歳入合計		93,151,000	△2,152,075	90,998,925

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 93,151,000	千円 △2,152,075	千円 90,998,925
	1 公債費	93,151,000	△2,152,075	90,998,925
歳出合計		93,151,000	△2,152,075	90,998,925

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
借換債	千円 10,800,000	千円 8,700,000

第 98 号

平成25年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,368,401千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,147,456千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給与振替収入		千円 30,515,857	千円 △1,368,401	千円 29,147,456
	1 給与振替収入	30,515,857	△1,368,401	29,147,456
歳 入	合 計	30,515,857	△1,368,401	29,147,456

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 30,515,857	千円 △1,368,401	千円 29,147,456
	1 給 与 費	30,515,857	△1,368,401	29,147,456
歳 出	合 計	30,515,857	△1,368,401	29,147,456

第 99 号

平成25年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成25年度徳島県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	209,875人	221,011人
外 来	278,404人	285,014人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	575人	606人
外 来	1,141人	1,168人
(4) 主要な建設改良事業		
病院増改築工事費	5,639,110千円	5,540,434千円
医療器械及び備品購入費	929,672千円	914,168千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	18,929,809千円	511,736千円	19,441,545千円
第1項 医療収益	16,941,934千円	505,426千円	17,447,360千円
第2項 医療外収益	1,987,875千円	6,310千円	1,994,185千円
支 出			
第1款 病院事業費用	20,005,975千円	649,616千円	20,655,591千円

第1項 医 業 費 用	19,021,388千円	579,601千円	19,600,989千円
第2項 医 業 外 費 用	677,766千円	68,039千円	745,805千円
第3項 特 別 損 失	306,821千円	1,976千円	308,797千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額734,277千円」を「不足する額724,469千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,350千円及び過年度分損益勘定留保資金729,927千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,099千円及び過年度分損益勘定留保資金720,370千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	9,029,602千円	△99,394千円	8,930,208千円
第1項 企 業 債	3,694,000千円	△1,138,000千円	2,556,000千円
第2項 負 担 金	407,525千円	968,807千円	1,376,332千円
第4項 補 助 金	2,828,077千円	69,784千円	2,897,861千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金		15千円	15千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	9,763,879千円	△109,202千円	9,654,677千円
第1項 建 設 改 良 費	6,568,782千円	△114,180千円	6,454,602千円
第2項 企 業 債 償 還 金	732,020千円	4,978千円	736,998千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
三好病院病室備品賃貸借契約	自 平成26年度 至 平成32年度	49,000千円

2 変 更

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
三好病院医療器械・備品整備事業業務委託等契約	千円 1,650,000	千円 1,700,000

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院整備事業	千円 3,694,000	千円 2,556,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	10,278,959千円	176,694千円	10,455,653千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 予算第9条中「4,420,000千円」を「4,700,000千円」に改める。

平成26年2月21日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第100号

平成25年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成25年度徳島県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(1) 供給電力量	水力発電所	324,000,000 k W h	291,138,900 k W h
	太陽光発電所	3,329,417 k W h	3,482,743 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	663,941千円	535,907千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	2,745,302千円	△30,748千円	2,714,554千円
第1項 営業収益	2,565,612千円	△50,269千円	2,515,343千円
第2項 財務収益	29,658千円	4,278千円	33,936千円
第3項 附帯事業収益	139,835千円	16,134千円	155,969千円
第4項 事業外収益	9,897千円	△891千円	9,006千円
支 出			
第1款 事業費用	2,469,072千円	△25,848千円	2,443,224千円
第1項 営業費用	2,304,318千円	△24,757千円	2,279,561千円
第3項 附帯事業費用	123,235千円	△17,128千円	106,107千円
第4項 事業外費用	37,506千円	16,037千円	53,543千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額944,509千円」を「不足する額816,466千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,554千円及び過年度分損益勘定留保資金887,955千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額80,223千円、建設改良積立金249,000千円及び過年度分損益勘定留保資金487,243千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	385,751千円	9千円	385,760千円
第1項 固定資産売却代	5,520千円	9千円	5,529千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,330,260千円	△128,034千円	1,202,226千円
第1項 建設改良費	1,193,141千円	△128,034千円	1,065,107千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	867,098千円	△33,413千円	833,685千円

平成26年2月21日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第101号

平成25年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）		（補正前）	（補正後）
(1) 給水事業所数	33	32	吉野川北岸工業用水道	23	22
(2) 年間総給水量	65,488,300m ³	65,451,800m ³	吉野川北岸工業用水道	38,660,800m ³	38,624,300m ³
(3) 1日平均給水量	179,420m ³	179,320m ³	吉野川北岸工業用水道	105,920m ³	105,820m ³
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	854,493千円	819,369千円
			阿南工業用水道改良工事	366,664千円	298,547千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	1,067,842千円	76千円	1,067,918千円
第1項 営業収益	1,062,148千円	1,904千円	1,064,052千円
第2項 営業外収益	5,694千円	△1,828千円	3,866千円
支 出			
第1款 事業費用	931,855千円	△15,435千円	916,420千円
第1項 営業費用	837,696千円	△43,612千円	794,084千円
第2項 営業外費用	94,159千円	28,177千円	122,336千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,199,175千円」を「不足する額993,961千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,089千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,089千円」に、

円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,091千円」に、「過年度分損益勘定留保資金973,086千円」を「過年度分損益勘定留保資金771,870千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	193,979千円	100,813千円	294,792千円
第1項 固定資産売却代	1,479千円	△67千円	1,412千円
第4項 その他収入		100,880千円	100,880千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,393,154千円	△104,401千円	1,288,753千円
第1項 建設改良費	1,221,157千円	△103,241千円	1,117,916千円
第3項 国庫補助金返還金	1,200千円	△1,160千円	40千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	218,506千円	△27,772千円	190,734千円

平成26年2月21日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第102号

平成25年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度徳島県駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中「不足する額157,451千円」を「不足する額91,451千円」に、「過年度分損益勘定留保資金157,451千円」を「減債積立金20,000千円及び過年度分損益勘定留保資金71,451千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	157,451千円	△66,000千円	91,451千円
第3項 投 資	133,000千円	△66,000千円	67,000千円

平成26年2月21日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第百三号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二十三の三」を「第二十条の二十四」に、「第三十四条の三」を「第三十五条」に改める。

第二十条の十二の二を削る。

第二十条の十三中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

第二十条の十六の五中「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に改め、「いう。」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）」を加える。

第二十条の十六の六中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第二十条の十六の七中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」を「法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下この条及び次条において「特定株式等譲渡対価等」という。）」に、「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第二十条の十六の八中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第二十条の十八第二項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第二十条の二十三の三を削る。

第二十条の三十第一項各号列記以外の部分中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に、「足る書類を添付して」を「足りる書類を添付して、」に改め、同項第二号中「土地」を「取得した土地」に改め、同項第四号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、同条第七項中「申告書に」を「申告書に、」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第七十三条の二十七の六第二項」を「第七十三条の二十七の七第二項」に、「第七十三条の二十七の三第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項」に、「申告書に法第七十三条の二十七の六第一項」を「申告書に、法第七十三条の二十七の七第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七十三条の二十七の五第二項」を「第七十三条の二十七の六第二項」に、「申告書に」を「申告書に、」に改め、「期間内」に」の下に「当該土地を」を加え、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に、「(同条第一項)を「若しくは同法第七条第一号に掲げる事業(それぞれ同法第四条第一項)に、「同条第二項第三号」を「同法第七条第三号」に改め、同項第二号中「土地」を「取得した土地」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七十三条の二十七の四第二項」を「第七十三条の二十七の五第二項」に、「第七十三条の二十七の三第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第七十三条の二十七の三第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項」に、「左に」を「次に」に、「申告書に」を「申告書に、」に、「足る書類を添付して」を「足りる書類を添付して」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第二号中「土地にあつては」を「取得した不動産が土地である場合には、」に改め、同項第三号中「家屋にあつては」を「取得した不動産が家屋である場合には、」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七十三条の二十七の二第二項」を「第七十三条の二十七の三第二項」に、「取得してから」を「取得した日から」に、「本項」を「この項」に、「証するに足る書類を添付して」を「証明するに足りる書類を添付して」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七十三条の二十七の二第二項の規定による徴収猶予の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、耐震基準不適合既存住宅(同条第一項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この項において同じ。)を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(同条第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するものであることを証明するに足りる書類を添付して、第二十条の二十七の規定により当該耐震基準不適合既存住宅の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。

- 一 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 取得した耐震基準不適合既存住宅の所在、家屋番号、種類及び床面積
- 三 耐震基準不適合既存住宅の取得年月日
- 四 耐震改修の完了予定年月日

第三十四条の三を削る。

第四十八条の二第三項中「又は病院事業を行う地方独立行政法人」を削る。

附則第十一項中「百分の五・八」を「百分の四」に改める。

附則第十二項中「五・八分の〇・八」を「四分の〇・八」に改める。

附則第十九項中「平成三十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・二」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

附則第二十項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第二十二項中「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるもの及び同項に規定する」を「同項に規定するメタノール自動車（以下「メタノール自動車」という。）、同項に規定する混合メタノール自動車（以下「混合メタノール自動車」という。）及び同項に規定する電力併用自動車（以下「電力併用自動車」という。）で」に、「電力併用自動車」を「もの」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日までに初めて」を「平成十五年三月三十一日までに最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表第四十八条第一項第一号イの項中「八千二百円」を「八千六百円」に、「九千三百円」を「九千七百円」に、「一万四五百円」を「一万九百円」に、「一万五千五百円」を「一万五千八百円」に、「一万七千二百円」を「一万八千円」に、「一万九千六百円」を「二万五百円」に、「二万二千五百円」を「二万三千五百円」に、「二万五千九百円」を「二万七千五百円」に、「二万九千九百円」を「三万二千五百円」に、「四万四千七百円」を「四万六千八百円」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「三万二千四百円」を「三万三千九百円」に、「三万七千九百円」を「三万九千六百円」に、「四万三千四百円」を「四万五千四百円」に、「四万九千五百円」を「五万七千七百円」に、「五万六千六百円」を「五万八千六百円」に、「六万三千八百円」を「六万六千七百円」に、「七万三千五百円」を「七万六千四百円」に、「八万四千五百円」を「八万七千九百円」に、「九万六千八百円」を「十万二千五百円」に、「十二万二千五百円」を「十二万七千六百円」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「四千九百円」を「五千五百円」に、「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロ①の項中「二万五千九百円」を「二万七千五百円」に、「三万三百円」を「三万七千五百円」に、「三万四千七百円」を「三万六千三百円」に、「三万九千六百円」を「四万四千四百円」に、「四万四千八百円」を「四万六千九百円」に、「五万千円」を「五万三千三百円」に、「五万八千五百円」を「六万千五百円」に、「六万七千三百円」を「七万三百円」に、「七万七千四百円」を「八万九百円」に、「九万七千六百円」を「十万二千五百円」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「四千九百円」を「五千五百円」に、「六千六百円」を「六千九百円」に改める。

附則第二十三項を次のように改める。

23 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用

自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年分自動車税に係る第四十八条第一項及び第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第四十八条第一項第一号イ	七千五百円	八千二百円
	八千五百円	九千三百円
	九千五百円	一万四五百円
	一万三千八百円	一万五千五百円
	一万五千七百円	一万七千二百円
	一万七千九百円	一万九千六百円
	二万五五百円	二万二千五百円
	二万三千六五百円	二万五千九百円
	二万七千二百円	二万九千九百円
	四万七五百円	四万四千七百円
第四十八条第一項第一号ロ	二万九千五百円	三万二千四百円
	三万四千五百円	三万七千九百円
	三万九千五百円	四万三千四百円
	四万五千円	四万九千五百円
	五万千円	五万六千五百円
	五万八千円	六万三千八百円
	六万六千五百円	七万三千五百円
	七万六千五百円	八万四千五百円
	八万八千円	九万六千八百円
	十一万千円	十二万二千五百円

第四十八条第一項第二号イ	六千五百円	七千円
	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三万円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百元	五千五百円
第四十八条第一項第二号ロ	八千円	八千八百円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	二万五万円	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千円	三万八千五百円
	四万五万円	四万四千五百円
	六千三百円	六千九百円
第四十八条第一項第二号ハ(1)	七千五百円	八千二百円
	一万五千円	一万六千六百円
第四十八条第一項第二号ハ(2)	一万二万円	一万二千三百円
	二万六万円	二万二千六百円
第四十八条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	二万九千円
	三万二千円	三万五千二百円

	三万八千円	四万八千八百円
	四万四千円	四万八千四百円
	五万五五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万四千円	七万四千円
第四十八条第一項第三号ロ	三万三千円	三万六千三百円
	四万千円	四万五千五百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万四千四百円
	八万三千円	九万三千三百円
第四十八条第一項第四号	四千五百円	四千九百円
	六千円	六千六百円
第四十八条第一項第五号イ(1)	六千五百円	七千円
	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三千円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百円	五千円
第四十八条第一項第五号イ(3)	一万三千九百円	一万五千二百円

第四十八条第一項第五号ロ(1)	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千六百円	三万三百円
	三万千六百円	三万四千七百円
	三万六千円	三万九千六百円
	四万八千円	四万四千八百円
	四万六千四百円	五万千円
	五万三千二百円	五万八千五百円
	六万二千二百円	六万七千三百円
	七万四千円	七万七千四百円
	八万八千八百円	九万七千六百円
	第四十八条第一項第五号ロ(2)	八千円
一万五千五百円		一万二千六百円
一万六千円		一万七千六百円
二万五五百円		二万二千五百円
二万五千五百円		二万八千円
三万円		三万三千円
三万五千円		三万八千五百円
四万五五百円		四万四千五百円
六千三百円		六千九百円
二万八千三百円		三万千円
第四十八条第一項第五号ハ		四千五百円
	六千円	六千六百円
第四十八条第二項第二号	三千七五百円	四千五百円
	四千七五百円	五千二百円

第四十八条第二項第三号	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円

附則第二十四項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「平成二十一年天然ガス車基準」の下に「(以下「平成二十一年天然ガス車基準」という。)」を加え、「当該基準」を「平成二十一年天然ガス車基準」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法附則第十二条の三第四項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車（以下「充電機能付電力併用自動車」という。）

附則第二十四項第四号中「エネルギー消費効率が法附則第十二条の三第四項第四号」を「法附則第十二条の三第四項第四号に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同号」に改め、「排出量が」の下に「同号に規定する」を、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」の下に「(以下「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)」を加え、同項に次の表を加える。

第四十八条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百万円	一万五百万円
	二万三千六百万円	一万二千万円
	二万七千二百万円	一万四千万円
	四万七百万円	二万五百万円
第四十八条第一項第一号ロ	二万九千五百万円	一万五千万円
	三万四千五百万円	一万七千五百万円
	三万九千五百万円	二万円

		四万五千円	一万二千五百円
		五万千円	一万五千五百円
		五万八千円	一万九千円
		六万六千五百円	三万三千五百円
		七万六千五百円	三万八千五百円
		八万八千円	四万四千円
		十一万千円	五万五千五百円
第四十八条第一項第二号イ		六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
		一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万千円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百元	二千四百円
	第四十八条第一項第二号ロ		八千円
		一万五千五百円	六千円
		一万六千円	八千円
		二万五五百円	一万五百円
		二万五千五百円	一万三千円
		三万円	一万五千円
		三万五千円	一万七千五百円
		四万五五百円	二万五千円

第四十八条第一項第三号ハ(1)	六千三百円	三千二百円
	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第四十八条第一項第三号ハ(2)	一万二三百円	五千五百円
	二万六五百円	一万五百円
第四十八条第一項第三号イ(1)	一万二三百円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万五千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
第四十八条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二三百円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二三百円
	五万五百円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二三百円
第四十八条第一項第三号ロ	三万三千円	一万六千五百円
	四万円	二万五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円

		七万四千円	三万七千円
		八万三千円	四万五千五百円
第四十八条第一項第四号		四千五百円	二千五百円
		六千円	三千円
第四十八条第一項第五号イ(1)		六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
		一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百元	二千四百円
第四十八条第一項第五号イ(3)		一万三千九百円	七千円
第四十八条第一項第五号ロ(1)		二万三千六百円	一万二千円
		二万七千六百円	一万四千円
		三万千六百円	一万六千円
		三万六千円	一万八千円
		四万八百円	二万五千円
		四万六千四百円	二万三千五百円
		五万三千二百円	二万七千円
		六万二千二百円	三万千円
		七万四百円	三万五千五百円
		八万八千八百円	四万四千五百円

第四十八条第一項第五号ロ(2)	八千円	四千円
	一万五千円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五万円	一万五万円
	二万五千五万円	一万三千円
	三万円	一万五万円
	三万五千円	一万七千五万円
	四万五万円	二万五万円
	六千三万円	三千二万円
	二万八千三万円	一万四千五万円
第四十八条第一項第五号ハ	四千五万円	二千五万円
	六千円	三千円
第四十八条第二項第一号	三千七万円	千八万円
	四千七万円	二千三万円
	六千三万円	三千二万円
第四十八条第二項第二号	五千二万円	二千六万円
	六千三万円	三千二万円
	八千円	四千円
第四十八条第四項第一号	七千五万円	四千円
	二万九千五万円	一万五万円
第四十八条第四項第二号	六千五万円	三千五万円
	八千円	四千円
第四十八条第四項第三号	一万二万円	五千三万円
	一万三千二万円	六千六万円

附則第二十五項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

附則中第三十七項を第三十八項とし、第三十六項を第三十七項とし、第三十五項を第三十六項とし、第三十四項を削り、第三十三項の前の見出しを削り、同項を第三十五項とし、同項の前の見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十二項を第三十四項とし、第三十一項を第三十三項とし、第三十項の前の見出しを削り、同項を第三十二項とし、同項の前の見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第二十九項を第三十一項とし、第二十八項を第三十項とし、第二十七項を第二十九項とする。

附則第二十六項中「前項」を「附則第二十五項」に、「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第八項」に改め、「あつて、」の下に「同項に規定する」を加え、「法附則第十二条の三第四項第四号に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率(以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に」を「」が同号」とあるのは「」が同条第八項」と、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」と、「百分の百十」とあるのは「」に改め、同項を附則第二十八項とする。

附則第二十五項の次に次の二項を加える。

26 次に掲げる自動車に対する第四十八条第一項から第四項までの規定の適用については、当該自動車平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年分自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法附則第十二条の三第六項第二号の総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ法附則第十二条の三第六項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第十二条の三第六項第五号の総務省令で定めるものに適合するもの

第四十八条第一項第二号イ	七千五百円	一千円
	八千五百円	二千五百円

	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百万円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円
	四万七百万円	一万五百万円
第四十八条第一項第一号ロ	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千円
	三万九千五百円	一万円
	四万五千円	一万五千五百円
	五万千円	一万三千円
	五万八千円	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千円
	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千円	二万二千円
	十一万千円	二万八千円
第四十八条第一項第二号イ	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円

	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百円	千二百円
第四十八条第一項第二号ロ	八千円	二千円
	一万五千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五五百円	一万五五百円
	六千三百円	千六百元
第四十八条第一項第三号ハ(1)	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
第四十八条第一項第三号ハ(2)	一万二三百円	三千円
	二万六百元	五千五百円
第四十八条第一項第三号イ(1)	一万二三百円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
第四十八条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円

	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万円
	五万五千円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
第四十八条第一項第三号ロ	三万三千円	八千五百円
	四万千円	一万五千円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万円
第四十八条第一項第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第四十八条第一項第五号イ(1)	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百元	千二百円

第四十八条第一項第五号イ(3)	一万三千九百円	三千五百円
第四十八条第一項第五号ロ(1)	一万三千六百円	六千円
	一万七千六百円	七千円
	三万千六百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万八千円	一万五千円
	四万六千四百円	一万二千円
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四千円	一万八千円
	八万八千八百円	二万二千五百円
	八千円	二千円
第四十八条第一項第五号ロ(2)	一万五千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五千円	一万五千円
	六千三百円	千六百元
	二万八千三百円	七千五百円
第四十八条第一項第五号ハ	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第四十八条第二項第一号	三千七百円	千円

	四千七百万円	千二百万円
	六千三百万円	千六百万円
第四十八条第二項第三号	五千二百万円	千三百万円
	六千三百万円	千六百万円
	八千万円	二千万円
第四十八条第四項第二号	七千五百万円	二千万円
	二万九千五百万円	七千五百万円
第四十八条第四項第三号	六千五百万円	二千万円
	八千万円	二千万円
第四十八条第四項第三号	一万二百万円	三千万円
	一万三千二百万円	三千三百万円

27 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法附則第十二条の三第七項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第四十八条第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年分自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年分自動車税に限り、附則第二十四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十条の十三並びに附則第十一項、第十二項及び第十九項の改正規定並びに附則第三項及び第五項の規定 平成二十六年十月一日
- 二 第二十条の十六の五から第二十条の十六の八までの改正規定 平成二十八年一月一日
- 三 第二十条の十八第一項の改正規定 平成二十八年四月一日

（法人の県民税に関する経過措置）

- 2 改正前の徳島県税条例（以下「旧条例」という。）第二十条の十二の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号に規定する期間に係る法人の県民税については、なおその効力を有する。
- 3 改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）第二十条の十三並びに附則第十一項及び第十二項の規定は、平成二十六年十月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 旧条例附則第三十四項の規定は、平成二十五年十一月三十日までに開始した事業年度分の法人の県民税については、なおその効力を有する。
（法人の事業税に関する経過措置）
- 5 新条例附則第十九項の規定は、平成二十六年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 旧条例第二十条の三十第五項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第七十三条の二十七の五第二項」とあるのは「第七十三条の二十七の六第二項」と、「同条第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の法第七十三条の二十七の五第一項」と、「農業経営基盤強化促進法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）による改正前の農業経営基盤強化促進法」とする。
（自動車取得税に関する経過措置）
- 8 旧条例第三十四条の三の規定は、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なおその効力を有する。
（自動車税に関する経過措置）
- 9 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が見直されることに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

